



令和4年4月より

石垣市こども医療費助成制度が 大きく変わります!!

現物給付 (窓口無料) の 給付対象年齢 (外来・入院) が

中学校卒業まで拡大します

※令和4年3月までは未就学児(小学校入学前)のみ対象

令和4年4月1日以降の受診分において、健康保険証と一緒にピンク色の受給資格者証を医療機関窓口で提示することで、原則として窓口負担なしで医療サービスを受けることができます。ただし、**健康保険の適用を受ける診療分に限ります。**

対応していない医療機関の場合は、これまで通り子ども家庭課窓口での申請となります。

令和4年3月まで

対象年齢	外来	入院	給付方法
未就学児 (小学校入学前)	○	○	現物給付 (ピンク) ※窓口無料
就学児 (小・中学生)	×	○	自動償還 (オレンジ) 窓口支払有

令和4年4月から

対象年齢	外来	入院	給付方法
未就学児 (小学校入学前)	○	○	現物給付 (ピンク) ※窓口無料
就学児 (小・中学生)	○	○	現物給付 (ピンク) ※窓口無料

※保険診療分に限る



受給資格者証は ピンク色になります!

- 小・中学生はオレンジ色からピンク色へ、未就学児は資格対象期間が延長されます。
- 新しい受給資格者証は令和4年3月末に発送を予定しています。(登録者は手続き不要)

※登録のない方、登録口座や保険内容に変更のある方は子ども家庭課窓口にてお手続きください。





POINT 1 通院費の給付対象が「中学校卒業」まで拡大されます

POINT 2 現物給付の給付対象が「中学校卒業」まで拡大されます

現物給付
(窓口無料)
とは?

医療機関窓口で健康保険証とあわせて受給資格者証を提示することにより、原則として医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができます。
(保険診療分に限る)



●対応していない医療機関(県外での受診等)をご利用の際は、お支払い後子ども家庭課窓口にて申請していただく必要があります。

●ご加入の健康保険等から高額療養費や附加給付金が支給された場合は、支給された分に関して、石垣市へ返還していただくこととなります。

ご注意!

以下の内容は助成の対象外となります。

健康診断や予防接種など

保険適用外の費用(健診、予防接種、診断書料、薬の容器代、おむつ代など)は助成の対象外です。



高額療養費・附加給付金
入院時の食事療養費等

高額療養費や附加給付金、入院時にかかる食事療養費は、助成の対象外です。



学校や保育園等でのけが

学校や保育園等でケガをした場合は、原則として学校の保険が優先となります。受給資格者証を使用せず、各学校等で加入している「災害給付制度」をご利用ください。



その他

以下の場合は手続きが必要です。

市外に転出したとき

転出後に利用した場合は返還金の対象となります。転出先で新たに受給資格者証の発行手続きをお願いします。



医療費が高額になりそうとき

入院や手術など医療費が高額になりそうときは、事前に「限度額適用認定証」を医療機関にて提示する必要があります。
※「限度額適用認定証」の発行は保険証の発行機関へお問合せください



領収書の提出が必要なとき

以下の場合、領収書(原本)をもって子ども家庭課窓口にて申請してください。

- 対応していない医療機関を受診した
- 受給資格者証を提示し忘れた
- 県外の医療機関を受診した

■ 母子及び父子家庭等医療費助成制度を利用している児童について

母子及び父子家庭等医療費助成制度を利用している小・中学生は、令和4年4月1日より子ども医療費助成制度を利用していただくこととなります。高校生は従来通りです。

★ 保険証・口座等登録情報に変更がある場合は届け出が必要です ★